

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 青森県八戸市大字是川字三十刈頭1番地3

氏名 株式会社新盛建設運輸 代表取締役 盛田 英明
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する

岩手県知事 達 増 拓 也



許可の年月日 令和 5年 8月 4日

許可の有効年月日 令和 9年 1月24日

1. 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類

取扱う産業廃棄物(石綿含有産業廃棄物を含む。また、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

- ・燃え殻
- ・汚泥
- ・廃プラスチック類
- ・紙くず
- ・木くず
- ・繊維くず
- ・動植物性残さ
- ・ゴムくず
- ・金属くず
- ・ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)
及び陶磁器くず
- ・鉱さい
- ・がれき類
- ・動物のふん尿
- ・動物の死体

以下余白

(2) 積替え・保管を含むもの

無

以下余白

2. 許可の条件

以下余白

3. 許可の更新又は変更の状況

- 平成24年 1月25日 当初許可
 - 平成24年12月14日 変更届出書受理(代表者を盛田昌子から変更したこと。)
 - 平成29年 1月25日 更新許可
 - 令和 4年 1月25日 更新許可
 - 令和 5年 8月 4日 事業範囲の変更許可(産業廃棄物の種類に汚泥を追加したこと。)
- 以下余白

(以下、裏面記載)

4. 積替え許可（盛岡市の許可）の有無 無
以下余白

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有
以下余白